

# 災害救助法に基づく住宅の応急修理について

## 制度の趣旨

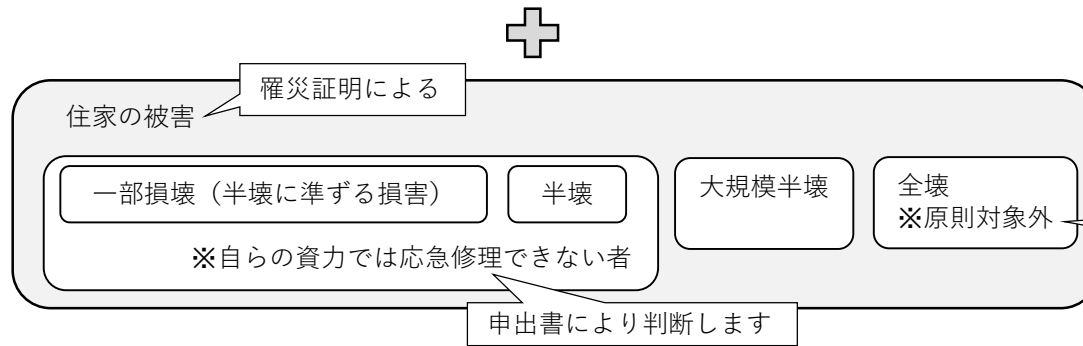
- 日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。
- 応急修理は、市町村が修理業者に委託して実施します。

応急住宅（仮設住宅）に入居する場合は対象となりません

修理業者に直接代金が支払われます。被災された方に資金が提供されるものではありません

## 対象者の要件

応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること



## 応急修理の範囲

- 台風の被害と直接関係がある修理（屋根・外壁などの補修）
- 内装は原則対象外

応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象とします

## 費用の限度額

- 1世帯当たり、一部損壊：300,000円 半壊以上：595,000円

## 提出書類

### 被災者が記入・準備するもの

- 住宅の応急修理申込書（被害状況に関する申出書を添付）
- 資力に係る申出書
- 被害状況のわかる写真 ※一部損壊の場合：損害割合を確認します

### 施工業者が作成・提出するもの

- 修理見積書
- 工事完了報告書
- 工事写真（施工前・施工中・施工後）

